【注意事項】

手続きを開始するにあたって、下記の内容を必ずお読みの上、同意いただく必要があります。

この手続きについて

・この手続きは、多賀城市の国民健康保険に加入中の方が、勤務先の社会保険に加入（扶養認定）した場合に、国民健康保険を脱退するためのものです。

・２名以上脱退手続きを行う場合、同じ世帯であれば一回の届出でまとめて申請できます。

・この手続きを行う方（操作する人）は、脱退されたい人と同じ世帯の方に限ります。別世帯の方が手続きする場合、委任状を用意の上、国保年金課の窓口か郵送にてご申請ください。

・手続きをする前に必ず以下の準備物をご用意ください。

①新しく加入した社会保険の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」（全員分）
※資格情報のお知らせはマイナポータルの保険情報画面のスクリーンショットでも可

（注）雇用保険被保険者証では**手続きできません**

②手続きを行う方（操作する人）の顔写真付き本人確認書類※。

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど、公的機関の発行した書類で記載内容が最新のもの。

・本申請には、画像送信のためにスマートフォン等の機器に搭載されているカメラ機能を使用する場面や、申請者の個人認証のために、任意でＮＦＣを利用したマイナンバーカード読み込みの操作を行う場面があります。使用する端末が対応しているか、あらかじめご確認ください。

・申請途中で一定時間操作がない状態が続くと、申請内容がリセットされます。その場合、再度はじめから入力してください。

手続き完了後について

・手続きを受理した旨の個別のお知らせなどは送付していません。

・申請内容に不備等あった際は申請者の方へご連絡いたします。この場合、手続きは完了していませんのでご注意ください。

・**手続き完了後、申請内容に応じて国民健康保険税の変更通知を１～２か月後にお送りします。**通知が到着するまで課税内容、納付義務は変わりませんのでご注意ください。

・申請内容について確認の必要が生じた場合、多賀城市国保年金課によって、マイナンバーによる情報連携その他公簿を確認する場合があります。

・社会保険等に加入した日以降に、多賀城市国民健康保険の資格情報で医療機関を受診した場合、保険給付分相当額を請求させていただく場合があります。

医療費助成について

・国民健康保険脱退の申請をいただいた方について、多賀城市の医療費助成（子ども/母子父子/心身）も受給されている場合、本手続きを完了することで医療費助成の保険変更申請を行ったものとみなします。

注）社会保険から別の社会保険に異動した場合の、医療費助成の保険変更の申請は、この手続きではできません。

・保険変更により、医療費助成受給者証の記載内容に変更が生じた場合や、追加で送付する書類が発生した場合は、後日保護者（扶養されている方）、または設定されている送付先へ書類をお送りします。新しい書類が到着するまではお手元の受給者証をそのままご使用ください。